⑯　電子入札について
①　手続き当初から電子入札システムによりがたい場合は、事前に発注者の承諾を得て従来の紙入札方式で行うことができる。（農林水産省電子入札運用基準標準例に示す別紙様式１に記載の上提出すること。）
②　電子入札システムによる手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができる。（農林水産省電子入札運用基準標準例に示す別紙様式３に記載の上提出すること。）
③　電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更することがある。
⑰　低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について　開札の結果、予決令第86条に規定する調査（以下、「低入札価格調査」という。）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年４月25日付け18農振第177号　農村振興局整備部長通知）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。
監督体制の強化等
①　施工体制の点検　施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請する場合がある。さらに、「施工段階における確認マニュアル（一部改正）」（平成18年３月31日付け事務連絡　農村振興局設計課施工企画調整室長通知）等に基づき、重点的な工事監督を実施する。なお、事前通告をしないで点検することがある。
②　下請け契約状況の調査　低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。なお、事前通告をしないで点検することがある。
③　受注者側技術者の増員について　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が低入札価格調査対象工事となった場合、受注者は九州農政局管内直轄工事において、本入札公告を行った日から過去２年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、主任（監理）技術者と同等の要件を満たす別の技術者１名を専任で現場に配置させることとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。
ア　工事成績が70点未満の評定を通知された者
イ　発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。
ウ　品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは監督職員から書面による警告若しくは注意の喚起を受けた者。
エ　自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。
⑱　低入札価格調査対象工事について
①　対象工事について、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」で示す次のア～ウの段階において、監督職員が文書により受注業者に改善を指示した場合、その回数に応じ下記の②及び③に示す対策を講ずることとする。
ア　施工確認段階
イ　施工体制点検段階
ウ　下請け契約状況調査における下請け支払いの実態把握段階
②　上記①に示す文書指示を受けた場合、以降の１年間において九州農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を次のとおり減点する。
ア　総合評価落札方式の場合　１年間にわたり、当該企業の総合評価方式による加算点を50％マイナスする。
イ　公募型指名競争入札等の場合　１年間にわたり、当該企業の工事成績に係る評定（最大３点）を３点マイナスする。
③　上記①に示す文書指示の回数が２回に達した場合、九州農政局管内の別の新規工事における入札参加制限を講ずる。
入札参加の制限の考え方　対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、対象工事を発注した農政局管内の他の新規工事に係る入札参加を制限する。ただし、対象工事が２箇年以上にまたがる工事については、文書指示が２回累積した日から１年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合にはその時点で、同様の措置を改めて講ずる。
④　当該対象工事の成績が65点未満の場合、評定通知日から１年間、上記②と同様の措置を講ずる。
⑲　詳細は入札説明書による。

6　Summary
(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kaoru Yoshimura Director General of Kyushu Regional Agricultural Administration Office
(2)　Classification of the services to be procured : 41
(3)　Subject matter of the contract : Construction work of the Cut-off wall (4th construction area) of Subsurface dam of Okinoerabu agriculture irrigation project
(4)　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 30 P.M., 30 August, 2013
(5)　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M., 4 October, 2013, in case of submission by document : 12 : 00 P.M., 4 October, 2013, in case of submission by mail : 5 : 00 P.M., 3 October, 2013
(6)　Contact point for tender documentation : Takao Sakaguchi The Second Technological Review Section, Design Division, Rural Infrastructure Department, Kyushu Regional Agricultural Administration Office, Kasuga 2―10―1, Nishi-ku Kumamoto City, Kumamoto Prefecture 860―8527 Japan. TEL 096―211―9111 ex. 4727.

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年７月31日
経理責任者
独立行政法人国立病院機構釜石病院
院長　土肥　守
◎調達機関番号　597　◎所在地番号　03

○第１号

1　工事概要
(1)　品目分類番号　41
(2)　工事名　独立行政法人国立病院機構釜石病院病棟等建替整備工事（建築）
(3)　工事場所　岩手県釜石市定内町四丁目７番１号　独立行政法人国立病院機構釜石病院内
(4)　工事内容　本工事は病棟等の建替整備を行うものである。病棟等新築工事（鉄筋コンクリート造地上３階建）建築面積約3,069㎡、延床面積約6,771㎡、既存建物解体延床面積約3,246㎡、外構工事　一式
なお、当該工事は建築工事であり、関連する電気設備工事、及び機械設備工事については別途発注される予定である。
(5)　工期　約29ヶ月以内（最終完成工期は平成27年度予定）
(6)　使用する主要な資機材　コンクリート約5,700㎥、鉄筋約900ｔ、鉄骨約40ｔ、板ガラス約740㎡

2　競争参加資格
(1)　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同５条中の「特別の理由がある場合」に該当する。
(2)　厚生労働省から東北ブロックにおける「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、東北ブロックの一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
(3)　厚生労働省から東北ブロックにおける「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,250点以上であること。
また、(2)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,250点以上であること。
(4)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。